

東京純心大学 内部質保証に関する方針

東京純心大学（以下「本学」という）は、建学の精神および教育理念・目的の実現に向けて、教育研究活動等の質を自律的に維持・向上させ、社会的使命を果たすため、ここに「内部質保証に関する方針」を定める。

1. 基本方針

本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤とした内部質保証体制を構築する。PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルを恒常的に機能させることで、教育研究活動等の継続的な質の向上を図り、その結果を広く社会に公表して高等教育機関としての説明責任を果たす。

1) 3つのポリシーを起点としたPDCAサイクルの確立と学修成果の可視化

本学の「3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）」を起点とし、これらに基づく学修成果の評価基準を定めた「アセスメント・ポリシー」に則って学生の学修成果を多面的に測定・把握・評価することで、全学的な内部質保証体制を機能させる。

2) 自己点検・評価の継続的实施

教育研究活動等の状況について、「大学全体」「学部・学科（教育課程）」「授業科目」の各レベルにおいて恒常的かつ継続的に自己点検・評価を実施し、定期的に自己点検・評価報告書を作成する。

3) 認証評価基準に準拠した独自の評価指標の設定

自己点検・評価の実施にあたっては、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める「大学機関別認証評価」の評価基準を基盤とし、本学の特色を反映した独自の評価項目を設定して検証を行う。

4) 評価結果の全学的共有と改善への活用

自己点検・評価の結果を全学的に共有・フィードバックし、教育研究活動や大学運営の具体的な改善・改革へと繋げることで、組織的な質向上を確実なものとする。

5) 外部評価による客観性と妥当性の確保

自己点検・評価の客観性・妥当性、および内部質保証システムの有効性を高めるため、学外の有識者等で構成される「第三者委員会」による外部評価を継続的に受審

し、その結果を公表する。

6) 認証評価の受審と内部質保証システムの実効化

法令に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による大学機関別認証評価を定期的に受審する。評価結果において示された指摘事項や提言に対し、全学を挙げて改善・向上に取り組むことで、内部質保証システムの実効性を高め、教育研究活動等のさらなる充実を図る。

7) 情報の公表と社会的説明責任の遂行

本学の教育研究活動等の状況、自己点検・評価の結果、および認証評価の結果を広く社会へ公表し、教育の質に対する透明性を確保するとともに、高等教育機関としての社会的説明責任を果たす。

2. 内部質保証の組織体制

1) 大学運営協議会

大学全体の内部質保証推進における最高責任組織として、学長を議長とする「大学運営協議会」を置く。大学運営協議会は、理事会が策定する「中期事業計画の基本方針」に基づき、本学の教育研究活動等の状況について検証・評価を行うとともに、自己点検・評価に関する基本方針の策定および全学的な活動の統括を担う。

2) 自己点検・評価委員会

大学運営協議会の下に、実務組織として「自己点検・評価委員会」を置く。同委員会は、教育研究水準の維持・向上、ならびに教育目的および社会的使命の達成に向け、自己点検・評価の実施体制を整備して全学的な活動を遂行する。また、各組織の点検結果を取りまとめた「自己点検・評価報告書」を作成し、大学運営協議会ならびに理事会に報告する。

3) IR 委員会

全学的な教学マネジメントの確立とデータに基づく内部質保証を支える組織として「IR 委員会」を置く。本委員会は、教育研究活動に関するデータの収集・分析の方針を策定し、課題の抽出や改善策の提言・フィードバックを行う。また、本委員会の方針のもとで実務を専門的に担う「IR 担当」を置く。「IR 担当」は、自己点検・評価や教学 IR に必要なエビデンスを構築・提供し、各組織における客観的な現状分析と自律的な PDCA サイクルの確実な運用を支援する。

4) 大学・学部・学科・各委員会・各センター

大学、学部・学科、各委員会および各センター等の組織は、自らの諸活動について恒常的な自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上策を着実に推進する。

5) 第三者委員会

自己点検・評価の客観性・妥当性、および内部質保証システムの有効性を担保するため、外部有識者等で構成される「第三者委員会」を置く。同委員会は、本学の自己点検・評価活動や内部質保証の機能状況について外部検証を行い、その結果を学長に報告する。

6) 学長による改善指示

学長は、自己点検・評価結果および第三者委員会による検証結果に基づき、改善・改革が必要と認められる事項について、当該組織の長に対して具体的な改善指示を行う。

7) 各組織による改善計画の策定と報告

改善指示を受けた組織の長は、当該事項に係る改善計画を速やかに策定・実施し、その進捗および結果について学長に報告する。

8) 結果の公表と社会的責任

内部質保証活動に基づく最終的な評価結果については、学内での共有を図るとともに、大学公式ホームページ等を通じて広く社会へ公表し、高等教育機関としての説明責任および社会的責務を果たす。

東京純心大学 内部質保証体制図

